

デイサービスセンターひうち荘 利用料金表

2026年7月時点

基本料金(1割負担)	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
3～4時間	¥370	¥423	¥479	¥533	¥588
4～5時間	¥388	¥444	¥502	¥560	¥617
5～6時間	¥570	¥673	¥777	¥880	¥984
6～7時間	¥584	¥689	¥796	¥901	¥1,008
7～8時間	¥658	¥777	¥900	¥1,023	¥1,148
8～9時間	¥669	¥791	¥915	¥1,041	¥1,168
	¥50／月	ービスに繋げて	¥915	¥1,041	¥1,168

【加算】

主な加算	加算料金	説明
入浴介助加算 I	¥40／回	入浴又はシャワー浴を行う。入浴実施時に算定。清拭などは対象外。
個別機能訓練加算 I (イ)	¥56／回	機能訓練指導員が計画書に基づいて機能訓練を実施した時に算定。 機能訓練指導員を1名以上配置した場合に算定。
個別機能訓練加算 I (ロ)	¥76／回	機能訓練指導員が計画書に基づいて機能訓練を実施した時に算定。 機能訓練指導員を2名以上配置した場合に算定。
個別機能訓練加算 II	¥20／月	利用者ごとの個別機能訓練計画書の内容等の情報を厚生労働省に提出し、個別訓練の実施にあたり当該情報その他機能訓練の適切かつ有効な実施に必要な情報を活用していることで算定できる加算
認知症加算	¥60／日	前年度の実績を元に一定の水準を超えている場合に算定。 (認知症自立度Ⅲa以上の方が対象)
中重度ケア体制加算	¥45／日	要介護状態区分(要介護1～5の内)が要介護3、要介護4及び要介護5である利用者の占める割合が30%以上であると算定できる。(対象:要介護者すべて)中重度の要介護者を積極的に受け入れる体制を整えている事業所を評価する加算です。
サービス提供体制強化加算 I	¥22／回	介護福祉士の配置を特に強化して基準を満たし、届出を行っている介護事業所に対して算定
介護職員処遇改善加算 I	12%／月	介護サービス等に従事する職員の処遇改善を図るための加算です。
栄養アセスメント加算	¥50／月	栄養ケア・マネジメントの強化を目的として、栄養改善が必要な利用者を的確に把握し、適切なサービスに繋げていく観点から管理栄養士と介護職員等の連携による栄養アセスメントの取り組みを評価する加算
科学的介護推進体制加算	¥40／月	科学的介護情報システム(LIFE)への情報提供、LIFEを用いたPDCAサイクルの推進及びサービスの質の向上を行います。ADL維持機能加算や個別機能訓練計画書等にも反映されます。エビデンスに基づく科学的介護の基盤、自立支援、重度化防止の観点から効果的なサービスの展開につなげることを目標としています。その評価として月に1度算定します。
送迎減算	¥-47／片道	事業所側が送迎を行わない場合は、片道につき減算します。

【 保健適応外 】

食費	¥600／1食	昼食代として請求いたします。
	¥500／1食	夕食代として請求いたします。

デイサービスセンターひうち荘 利用料金表(予防)

2026年7月時点

基本料金(1割負担)	要支援1	要支援2
月額	¥1,798	¥3,621

加算

主な加算	加算料金	説明
科学的介護推進体制加算	¥40／月	科学的介護情報システム(LIFE)への情報提供、LIFEを用いたPDCAサイクルの推進及びサービスの質の向上を行います。ADL維持機能加算や個別機能訓練計画書等にも反映されます。エビデンスに基づく科学的介護の基盤、自立支援、重度化防止の観点から効果的なサービスの展開につなげることを目標としています。その評価として月に1度算定します。
介護職員処遇改善加算 I	12%／月	介護サービス等に従事する職員の処遇改善を図るための加算です。
栄養アセスメント加算	¥50／月	栄養ケア・マネジメントの強化を目的として、栄養改善が必要な利用者を的確に把握し、適切なサービスに繋げていく観点から管理栄養士と介護職員等の連携による栄養アセスメントの取り組みを評価する加算
サービス提供体制強化加算 I (要支援1)	¥88／回	前年度の実績でサービス提供する上で介護福祉士の資格を持つ職員を介護職員全体の7割以上配置実績がある場合、利用毎に算定
サービス提供体制強化加算 I (要支援2)	¥176／回	

保健適応外

食費	¥600／1食	昼食代として請求いたします。
----	---------	----------------